平成 2 7 年度 事 業 計 画 書

公益財団法人 真田山陸軍墓地維持会

平成27年度 公益財団法人真田山陸軍墓地維持会 事業計画書

1. 方針

今期は戦後70年の節目の年となり、戦没者への慰霊・追悼の意識が高まる中、旧陸軍墓地を維持管理する当法人においては、慰霊祭・万灯会の事業の充実に努める。

また、前年度事業の成果を踏まえ各事業の拡充を図り、協力諸団体との連携強化を図る。同時にホームページやパンフレットなどを活用し情報の提供を充実し、各事業への参加者の増員を図り、当法人の事業目的の広報・普及に努める。

2. 主要実施項目

(1) 慰霊祭の開催による戦没者の崇敬と世界の平和を祈念する思想の普及に寄与する事業 (公益目的事業1)

① 秋季慰霊祭の実施

10月24日(土)に戦後70周年としての秋季慰霊祭を意義あるものとして実施する。特にを 実施に当たっては遺族はじめ、地元国会・府議会・市会議員、陸上自衛隊、各種団体、一 般市民、地元大阪市の高等学校、中学校の生徒・教職員にも広く案内をし、戦没者の崇 敬と世界の平和を祈念する思想の普及に努める。

尚、慰霊祭当日の参加者のうち希望者に対し、墓地案内、墓地資料室での墓地の概要・ 展示内容に関する説明を行う。

慰霊祭前日には、各種団体や一般市民に協力を要請し、墓地の清掃と全墓碑への供花を実施する。

② 慰霊祭当日の講演会の実施

慰霊祭当日、管理棟会議室において、戦後70年の節目の年と絡めて真田山旧陸軍墓地に関するテーマで、研究者による講演会を実施し、当墓地の歴史的価値の啓発・普及に努める。

③ 旧陸軍時代に第四師団の管理下にあった当墓地に関係のある、陸上自衛隊中部方面隊を中心とした自衛隊の災害派遣活動等の活躍の様子を写真パネルを展示し、慰霊祭参加者に紹介し、紛争や災害のない平和な国づくりと国を守ることの大切さを啓発する。

④ 万灯会の実施

8月15日夕刻に一般市民に広く案内をし、墓地埋葬者及び納骨堂に安置の納骨諸精霊に対する慰霊・追悼のため、全墓碑の前にローソクを灯し、万灯供養を実施する。また、戦後70年の節目の年と併せて、特別法要を行う。

⑤ 諸団体が実施する慰霊行事・個人の参拝支援

各種団体が実施する慰霊行事、納骨堂への参拝の際には、要請により献花の準備を行う と共に、慰霊行事が円滑に実施されるよう協力する。また、団体、個人を問わず参拝の際 に募地案内を希望される場合は案内等を行う。 (2) 墓地の学術的調査活動により得られた調査・研究成果の啓発と普及を図る事業 (公益目的事業2)

① 真田山旧陸軍墓地の学術的調査活動の推進

当墓地の調査・研究を前年度に引き続き、大学教授、近現代史研究家等で構成する「NP O法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会」に委託し、墓碑銘文及び納骨堂の遺骨の調査結果に基づき、埋葬・納骨将兵及び当陸軍墓地の歴史に関する研究内容の充実を図る。

② 墓地資料展示室の整備と活用

これまでの当法人所有の墓地資料やNPO法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会から提供を受けた学術調査資料・情報、新聞記事等の展示公開資料について、保存を考える会と連携し、展示資料の改定や展示方法の改善・整備を進め、歴史的遺産として価値ある墓地の啓発・普及を推進する。墓地見学の依頼があった際には、資料展示室を開放し、案内が出来るように図る。

③ パンフレット等の活用

パンフレット「真田山旧陸軍墓地」等の資料を活用し、墓地見学者や問合せのあった個人・ 団体に説明、墓地情報の周知・啓発に努める。また、パンフレットの改定を随時行い、最新 情報の発信を図る。

④ ホームページの活用

ホームページを主要手段として、法人の活動内容の広報に努める。慰霊祭・万灯会の開催を掲載し、一般参加者の増加を目指す。また常に新しい情報の掲載に努めると共に、内容の充実を図る。

⑤メディアの活用

学術上からも貴重な当墓地のことを広く国民に理解頂くために、新聞社、テレビ等報道各 社からの取材には、積極的に協力し、墓地の情報発信に努める。

⑥墓地案内ツールの作成と案内人育成のためのマニュアル整備推進

当墓地に関する近年のテレビ・新聞の報道件数の増加を背景に、墓地見学者も増加の傾向にあることから、墓地案内用のパーワポイントの作成と墓地案内人の育成を目的としてマニュアルの整備を推進する。

(3) 墓地・墓標、その他施設の維持及び修復に関する事業 (公益目的事業3)

① 劣化の進んだ墓碑の修復・保存

修復・保存方法を確立した、比較的傷みの軽微な墓碑の強化処理を本年度50~60基施工する。

損傷度合いの進んでいる墓碑については、引き続き修復・保存方法の研究を京都造形芸術大学歴史遺産学科の教授に委託し、研究者との連携により、補修技術の確立並びに施工に努める。

- ② 自費で墓碑の建替えを希望する遺族からの要請については、建替え基準(原状を変更しない条件)を提示し、大阪市長宛に届出に関する支援を行い、終戦当時からの墓地景観の維持に努める。
- ③ 大阪市が実施される、植栽の剪定、草刈りの他、諸団体、ボランティアの協力を得て、墓地の除草・清掃等、環境維持活動を推進する。また、奉仕者に対する休憩場所の提供、季節により飲料水の提供を行う。
- ④ 協力団体による協議会を開催し、慰霊祭・万灯会の事前清掃や日常の除草・清掃環境維持に対する協力要請・調整を行う。
- ⑤ ボランティア等も使用する清掃用具の整備や施設の保全を推進する。

(4)法人の運営・管理

- ① 法令に基づく、法人の運営・管理に万全を期す。
- ② 維持会員の入会促進

財政基盤の安定化を図るため、広報活動を積極的に実施し、維持会員の入会勧誘の促進に努める。

③ 寄付金募集の推進

公益目的事業の拡大と円滑な運営を図るため、リーフレット等を活用し、広報活動に努め 寄付金の勧募を推進し、財政基盤の強化・安定化に努める。

④ 墓地管理の強化

主たる事務所での事務機能の充実を図るとともに、墓地の案内、墓碑はじめ施設の保全に努める。

- ⑤ 理事会・評議員会の開催
 - 理事会は通常3ヵ月に1回開催する。
 27年6月・9月・12月、28年2月に開催する。
 - ・ 定時評議員会を27年6月に開催する。

その他、必要の都度、理事会及び評議員会を臨時に開催する。